

## 社会福祉法人同仁会決裁規程新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
<p>社会福祉法人同仁会決裁規程</p> <p>第2条</p> <p>(5) 会計責任者 社会福祉法人経理規則（以下「経理規則」という。） 第7条第1項に規定する会計責任者をいう。</p> <p>(6) 固定資産管理責任者 第50条第1項に規定する固定資産管理責任者をいう。</p> <p>第13条 決裁権者が不在のときは、別表7に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決するものとする。</p>	<p>社会福祉法人同仁会決裁規程</p> <p>第2条</p> <p>(5) 会計責任者 社会福祉法人経理規則（以下「経理規則」という。） 第8条第1項に規定する会計責任者をいう。</p> <p>(6) 固定資産管理責任者 経理規則第53条第1項に規定する固定資産管理責任者をいう。</p> <p>第13条 決裁権者が不在のときは、別表8に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から適用する。</p>